

介護保険サービスの利用支援

介護福祉課 ☎(32)6342

①民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市町村民税非課税世帯で、世帯収入や預貯金などが一定条件に当てはまる方が、社会福祉法人以外の指定事業所の提供するサービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護 (予防訪問介護相当サービスを含む)	サービスに係る利用者負担額、食費、部屋代に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護の受給者は利用者負担額、食費の軽減対象外
通所介護 (予防通所介護相当サービス、地域密着型を含む)		

②社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

①と同様の条件に当てはまる方が、社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
①訪問介護 (予防訪問介護相当サービスを含む)	サービスに係る利用者負担額、食費、部屋代に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護の受給者は個室の部屋代のみ全額
②通所介護 (予防通所介護相当サービスを含む)		
③短期入所生活介護(予防を含む)		
④地域密着型通所介護		
⑤小規模多機能型居宅介護(予防を含む)		
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護		
⑦介護老人福祉施設		
⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護		

※利用者負担第2段階の方の⑤⑥⑦の利用者負担額については、軽減対象外となります

③高額介護(予防)サービス費

世帯内での利用者負担額(月額)が下表の上限額を超えたときは、その超えた額が払い戻されます。なお、**利用料を支払ってから2年が経過すると払い戻しを受ける権利がなくなります**

〈高額サービス費上限額〉

区分	利用者負担上限額
生活保護の受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	個人15,000円
世帯全員が市町村民税非課税の方	世帯24,600円
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
世帯のどなたかが市町村民税課税の方	世帯44,400円(※)
現役並み所得相当の世帯の方	世帯44,400円

(※) 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間44,400円の上限が設けられます(平成29年8月から3年間の時限措置)

④特定入所介護(予防)サービス費

介護保険施設への入所や、ショートステイ利用時の食費・部屋代について、下表のように所得状況に応じて軽減されます。一定以上の資産がある場合や、世帯が違っていても配偶者が課税の場合は対象になりません

〈利用者負担段階と負担限度額【日額】〉

利用者負担段階	食費の限度額	部屋代の限度額		
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室・従来型個室	多床室
第1段階 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護の受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	300円	820円	490円(320円)	0円
第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金収入額(非課税年金を含む)と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	820円	490円(420円)	370円
第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方	650円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※()内は特別養護老人ホームに入所またはショートステイを利用した場合の従来型個室の額

令和2年度介護保険料について

■ 介護保険年課

保険料について = ☎(32)6418 減額について = ☎(32)6426

65歳以上の方の介護保険料納入通知書を、6月中旬に発送しますのでご確認ください

基準額 70,296円(年額)

()内は公費負担による軽減前の金額

所得段階	対象者	算定式	保険料年額 (百円未満切り捨て)
第1段階	生活保護・中国残留邦人等支援給付の受給者または世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.30 (基準額×0.45)	21,000円 (31,600円)
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯に在る方全員が市町村民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.50 (基準額×0.66)	35,100円 (46,300円)
第3段階	第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.70 (基準額×0.75)	49,200円 (52,700円)
第4段階	同じ世帯に市町村民税課税者 本人の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	63,200円
第5段階	第4段階に該当しない方	基準額×1.00	70,200円
第6段階	本人の合計所得金額(※1)が120万円未満の方	基準額×1.20	84,300円
第7段階	本人の合計所得金額(※1)が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	91,300円
第8段階	本人の合計所得金額(※1)が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	105,400円
第9段階	本人の合計所得金額(※1)が300万円以上350万円未満の方	基準額×1.70	119,500円
第10段階	本人の合計所得金額(※1)が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.90	133,500円
第11段階	本人の合計所得金額(※1)が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00	140,500円
第12段階	本人の合計所得金額(※1)が600万円以上の方	基準額×2.10	147,600円

※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除額などの必要経費を差し引いた額です。ただし土地売却などにより譲渡所得の特別控除がある場合は、合計所得金額からその控除額を除いた額となります

※2 ※1の合計所得金額から年金所得額を除いた額となります

■ 介護保険料の減額について

☎保険料の支払いが困難で、次の要件を全て満たす方 ●保険料所得段階が第1段階以外の方 ●世帯の年間収入や預貯金の合計額が、1人世帯140万円以下、2人世帯200万円以下(以降1人増えるごとに60万円加算) ●居住している以外の不動産を所有していない(固定資産税評価額100万円以内は除く) ●別世帯課税者の税の扶養親族または医療保険の被扶養者になっていない ●介護保険料を滞納していない

申請期間 6月12日(金)～30日(火) ※6月30日を過ぎても随時受け付けますが、納期を過ぎた保険料は減額できません。 ※郵送申請もできますので、ご希望の方はお問い合わせください

必要書類 ●6月中旬発送予定の令和2年度介護保険料納入通知書 ●令和元(平成31)年の世帯全員の収入が分かる年金振込通知書、年金支払通知書、源泉徴収票など ●世帯全員の預貯金通帳(平成31年1月以降の記載がされたもの) ●世帯全員の印鑑(朱肉を使うもの) ●申請者のマイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)